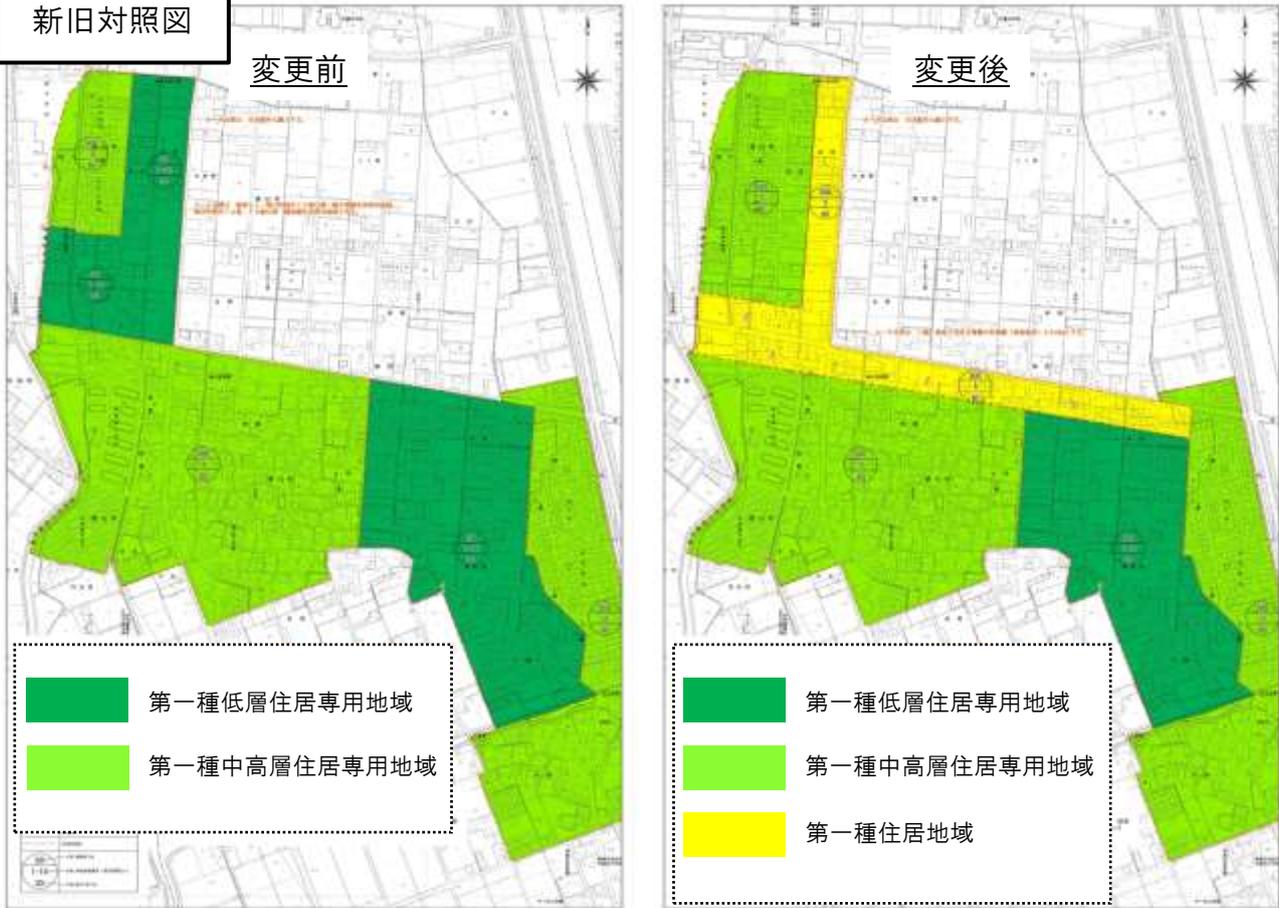


用途地域
新旧対照図



建築物の用途制限		第一種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域
○ : 建築基準法で、用途地域内に建築することができる建築物 ■ : 条例で、建築してはならない建築物（制限対象）				
居住	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下 かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○
店舗等	店舗等の床面積が500㎡以下のもの (2階以下かつ決まった用途のみ)		○	○
	店舗等の床面積が1,500㎡以下のもの			○
	店舗等の床面積が3,000㎡以下のもの 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号で定め る物品を販売、又は貸し付ける店舗			○
事務所等	事務所等の床面積が3,000㎡以下のもの			○
ホテル 旅館	ホテル・旅館			○
遊戯施設 風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場等			○
公共施設 病院 学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校 大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○
	図書館等	○	○	○
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○
	病院		○	○
	学校	○	○	○
	公衆浴場	○	○	○
	診療所、保育所等	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等（※は600㎡以下に限る）	○※	○	○
自動車教習所			○	
工場 車庫等	単独車庫（300㎡以下、3階以上の部分をその用途に供するものを除く） 建築物附属自動車車庫（規模に制限あり）	○	○	○
	畜舎（15㎡を超え、3,000㎡以下）			○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で 作業場の床面積が50㎡以下、（※は2階以下、原動機の制限あり）		○※	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが 非常に少ない工場（作業場の床面積が50㎡以下）			○
	自動車修理工場（作業場の床面積が50㎡以下）			○
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が 非常に少ない施設（3,000㎡以下）			○
				○